

事故が発生した場合のお手続き

万一事故が発生した場合には、取扱代理店または下記窓口まで**ただちにご連絡ください**。
ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

事故サポートセンター 0120-727-110【受付時間：24時間365日】

- 必ず事前にご相談ください。
賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず、損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、
取扱代理店または、損保ジャパンより保険金請求手続きに関してご案内します。
- 保険請求には**時効(3年)**がありますのでご注意ください。

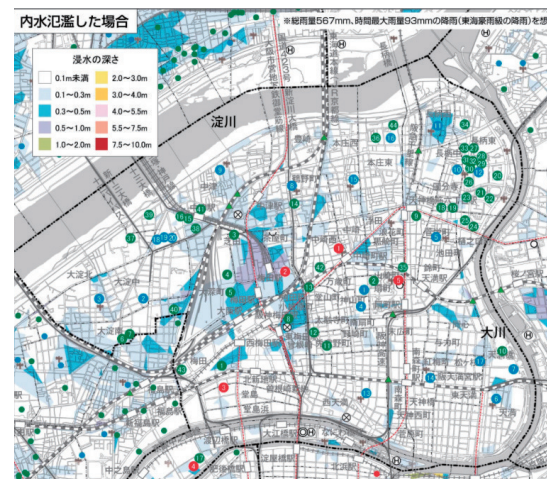
お住まいの地域のリスクをご存知ですか？

是非、ご確認ください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

〈一例〉大阪市北区付近



大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。 セキスイハイムオーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は損害保険ジャパン株式会社「THE すまいの保険(個人用火災総合保険)」のセキスイハイム用販売タイプのペットネームです。本冊子は「THE すまいの保険(個人用火災総合保険)」の**パンフレット兼重要事項等説明書**です。

セキスイハイムのオーナーの
みなさまのためにご用意しました。

セキスイハイム®

◆お問い合わせ先

〈取扱代理店〉
セキスイ保険サービス株式会社
〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)
TEL.06-6365-4121
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21(新虎ノ門実業会館)
TEL.03-5521-0760
〒371-0805 群馬県前橋市南町3-36-3(ユーク駅南ビル)
TEL.027-212-5464
<http://www.sekisui.co.jp/hoken/>
受付時間：平日午前9時～午後5時

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪企業営業第一部第二課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4 TEL.06-6449-1166
企業営業第七部第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL.03-3231-4151
受付時間：平日午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は、休業。)

SJ20-08531 承認日：2020年10月19日

セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいや財産を永く守る“安心”をサポート。

「セキスイハイムオーナーズ保険」は、
セキスイハイムをお建ていただいた
オーナーさまのために、ご用意しました
住まいの保険・地震保険です。
一般の火災保険と比べて、**保険料が割安**です。

※割引の適用には、条件があります。

ご存知ですか？

- ポイント1** 「THE すまいの保険」では火災リスクだけではなく、自然災害リスクや水濡れ・盗難などの家庭での日常災害リスクも補償されます。
- ポイント2** 家電製品や衣類・食器などの家財は、建物の保険では補償されません。
- ポイント3** さまざまなオプションで思いがけないリスクに備えることができます。
- ポイント4** 地震を原因とする火災などの損害は、「THE すまいの保険」では補償されません。



建物はもちろん、家財に対しても
「THE すまいの保険」と地震保険を
総合的にお考えください。
また、賃貸住宅オーナーの方は
建物の火災、地震リスクはもちろん、
事故に伴う経営リスクに対しての保険もお考えください。



万一、事故の場合には
グループ一丸となって安心をお届けします。

セキスイハイムグループの総合サポート

セキスイハイム、セキスイファミエスの担当にご連絡をいただくことにより、その後の補修や保険金のご請求はグループ内で連携を取り、対応させていただきます。



セキスイハイムオーナー様

事故のご連絡

● 修理
● 保険金請求の
お手続き*1

セキスイハイム
セキスイファミエス

セキスイ
保険サービス

損保ジャパン

保険金
お支払い

*1 セキスイ保険サービス
または保険会社より
直接ご案内することが
あります。

一般の火災保険



保険会社

お客様ご自身で、
補修依頼から保険
金のご請求まで、
それぞれに連絡・
対応していただく
必要があります。

代理店

修理メーカー

セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。

「THE すまいの保険」では火災リスクだけではなく、自然災害リスクや水濡れ・盗難などの家庭での日常災害リスクも補償されます。



※詳しくは9～10ページをご参照ください。

THE すまいの保険『建物』

お住まいの復旧に必要な「費用」もお支払いします。

THE すまいの保険では「評価済保険」を導入しており、いざというときの受取保険金が違います。

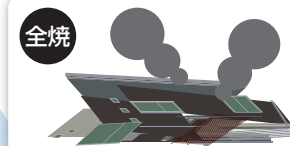
建物が古くなっても全額補償！ 「評価済保険」の導入(建物のみ)

THE すまいの保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、実際の復旧費用を保険金額限度にお支払いします。



ご契約時に評価！

年月が経過して…



全焼

実際の損害の額を
全額補償！



半焼

実際の損害の額を
全額補償！

ここが違う！

従来の火災保険*1では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。

〈THE すまいの保険の場合〉

評価済

ご契約時の評価を維持します。

〈従来の火災保険*1の場合〉

罹災時再評価

保険金お支払時に再度評価します。

*1 従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。

『建物』 実際に、このような事例がありました。

火災リスク

火災

子供が火遊びをしていて
書籍に燃え移り、火災が発生した

お支払保険金 約**1,185万円**



火災リスク

落雷

落雷によりインターフォンや
エアコンが破損した

お支払保険金 約**45万円**



自然災害リスク

風災

台風による風で門扉の外壁が
破損した

お支払保険金 約**83万円**



自然災害リスク

雪災

大雪の重みによりカーポートの柱が根本から
折れ、同時にサイクルポートの支柱も曲がった

お支払保険金 約**68万円**



自然災害リスク

水災

集中豪雨で自宅が床上浸水になった

お支払保険金 約**153万円**



日常災害リスク

水濡れ

併用・賃貸住宅の2階横配水管がつまり、キッチンシンク
より逆流し、1階店舗に被害が生じた

お支払保険金 約**59万円**



日常災害リスク

盗難

泥棒が入って窓ガラス、
ドアを壊された

お支払保険金 約**92万円**



日常災害リスク

車両の衝突

外壁に車がぶつかり破損

お支払保険金 約**153万円**



日常災害リスク

不測かつ突発的な事故

物を運んでいるときにバランスを崩し
ドアに当たって、ドアが破損した

お支払保険金 約**27万円**



日常災害リスク

不測かつ突発的な事故

掃除中に踏み台につまづき転倒し、
肘が壁に当たって壁が破損した

お支払保険金 約**4万円**



日常災害リスク

電氣的・機械的事故

点火操作時に異常着火し、給湯器から大きな音が出て、
配線が焼きついて故障した

お支払保険金 約**11万円**



日常災害リスク

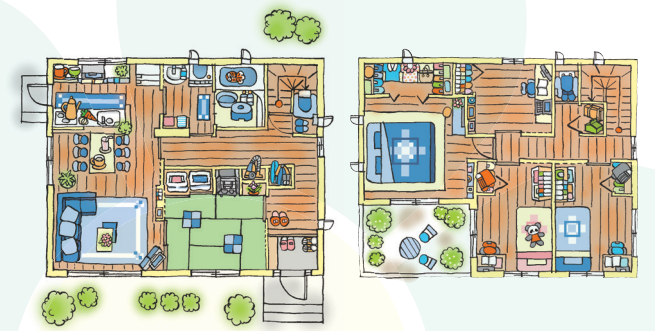
電氣的・機械的事故

エアコンの室外機の電気部品が発火したことにより、
エアコンのファンが焼損し、室外機が使用不能となった

お支払保険金 約**7万円**

セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。

建物の保険では家財は補償されません。
家財の損害については、別途家財の保険をご契約いただく必要があります。



※詳しくは9～10ページをご参照ください。

THE すまいの保険『家財』大切な家財もしっかり補償します！ 思わぬリスクから必需品を守ります！

家財の新価の目安(2020年7月現在) 下の表は家財の新価の目安となります。

ご家族構成 世帯年齢	2人世帯 大人のみ	3人世帯 大人2名子供1名	4人世帯 大人2名子供2名	5人世帯 大人2名子供3名	独身世帯
25歳前後	490万円	580万円	670万円	760万円	300万円
30歳前後	700万円	790万円	880万円	970万円	
35歳前後	920万円	1,000万円	1,090万円	1,180万円	
40歳前後	1,130万円	1,220万円	1,310万円	1,390万円	
45歳前後	1,340万円	1,430万円	1,520万円	1,610万円	
50歳前後(含以上)	1,550万円	1,640万円	1,730万円	1,820万円	

上の表にない家族構成の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※家財とは建物内に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。
※併用住宅の場合、特約をセットしていただくことで、営業用什器・備品等も補償することが可能です。営業用什器・備品は建物内(同一敷地内の物置・車庫その他の付属建物を含みます。)に収容される、業務用の什器・備品等の動産をいいます。

家財を保険の対象とした場合のご注意

1. 「貴金属等」の補償について
「貴金属等」の損害については時価額を基準とし、補償をご希望される金額によって、お手続き方法が異なります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

「貴金属等」の金額	お手続き方法
100万円まで	自動補償のため、特段のお手続きは不要です。
1,000万円以下	以下のなかから、ご希望される保険金額を選択します。 300万円・500万円・800万円・1,000万円
1,000万円超	「貴金属等」の詳細を申込書等に明記のうえ、ご希望される保険金額を設定します。

2. 盗難の補償限度額(右記のものは、記載の金額を限度にお支払いします。)

※②、③については、自己負担額を差し引かず損害の額をお支払いします。

	盗難の対象	限度額
①	貴金属等	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
②	通貨等、印紙、切手、乗車券等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③	預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

家財の値段(価値)は予想以上に高額です！

※持ち家にお住まいの方の一例です。
再取得価額(同等のものを新たに購入するのに必要な金額)で算出したものです。

*1 ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器は、「不測かつ突発的な事故」によって生じた損害については保険金をお支払いしません。

居間

応接セット、サイドボード等……………48万円
テレビ・DVDレコーダー等……………25万円
ファンヒーター・空気清浄機等……………25万円
パソコン*1・プリンタ等……………46万円
その他……………29万円

台所、浴室

食器戸棚(×2)……………20万円
冷蔵庫・オーブン……………20万円
食器類・調理器具……………46万円
食堂テーブル・イス……………5万円
洗濯機・ランドリー……………13万円
その他……………32万円

和室

和・洋ダンス(各1)、整理ダンス(×2) 31万円
婦人和服……………102万円
紳士・婦人コート、スーツ、他衣類……………372万円
寝具(客用含む)……………11万円
本棚・書籍……………17万円
化粧台・化粧品一式……………6万円
その他……………120万円

子供部屋

学習用具(机、本棚等2人分)……………13万円
寝具(2人分)……………11万円
衣類(2人分)……………72万円
おもちゃ一式……………25万円
ファンヒーター・空気清浄機等……………17万円
その他……………30万円

『家財』実際に、このような事例がありました。

火災リスク

火災

居間で火災が発生し、消火の放水で、電化製品・タンス・じゅうたんなどが水浸しになった

お支払保険金 約210万円



火災リスク

落雷

落雷による、過電流でパソコンやテレビ、冷蔵庫などが故障した

お支払保険金 約40万円



自然災害リスク

雪災

雪害による屋根破損の影響で雨漏りが起こり家財に被害が生じた

お支払保険金 約13万円



自然災害リスク

水災

集中豪雨による床上浸水で家財に損害が生じた

お支払保険金 約82万円

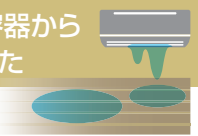


日常災害リスク

水濡れ

自宅に設置してあるエアコンの排水容器から水が溢れ、室内床及び服飾品が汚損した

お支払保険金 約82万円



日常災害リスク

盗難

空き巣の被害にあい、腕時計・コート・ハンドバッグを盗まれ、液晶TVを壊された

お支払保険金 約70万円



日常災害リスク

盗難

自宅に泥棒に入られ、現金を盗まれた

お支払保険金 約22万円



日常災害リスク

盗難

軒下に置いた自転車が盗まれた

お支払保険金 約5万円



日常災害リスク

不測かつ突発的な事故

2階の階段を掃除中、誤って階段から掃除機を落としてしまい、掃除機が破損した

お支払保険金 約4万円



日常災害リスク

不測かつ突発的な事故

子供が誤って電気コードを引っ張り、家電製品が落ちて破損した

お支払保険金 約8万円



日常災害リスク

不測かつ突発的な事故

輸入花瓶の水を取り替えようと持ち上げたら、手が滑って落とし花瓶を割ってしまった

お支払保険金 約6万円



日常災害リスク

不測かつ突発的な事故

室内で親子が遊んでいた際に誤って遊具がテレビ画面に当たりテレビが破損した

お支払保険金 約6万円



セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいや財産を末永く守る“安心”をサポート。

さまざまなオプションで思いがけない
リスクに備えて、安心のうえに安心を。

※詳しくは13～14ページをご参照ください。

THE すまいの保険『オプション』(追加の補償)

賠償責任リスクや類焼リスクからオーナーさまを守ります！

建物のご契約に、別途オプション(特約)を
セットしていただく必要があります。

賃貸住宅経営に関する不安も解消！

賃貸住宅が火災となった場合、建物の損害だけではなく。
隣家への類焼などの波及損害や、
家賃収入の減少などが発生することがあります。
また、アパートの所有・管理にまつわる
不測の賠償事故が発生する可能性もあります。



『オプション』 実際に、このような事例がありました。

類焼リスク

類焼

入居者のタバコの不始末で火災が
発生し、近隣の建物に延焼した

お支払保険金 約**4,400万円**



経営リスク

家賃収入

アパートから火災が発生し、
復旧までの期間の家賃が減少した

お支払保険金 約**140万円**



経営リスク

施設賠償責任

ルーフガーデンの排水口がつまり、階下の
入居者家電等が水濡れ損害を受けた

お支払保険金 約**228万円**



入居者リスク

借家人賠償責任

タバコの不始末によりアパートの一室で小火、
現状復旧のため急な費用が生じた

お支払保険金 約**455万円**



地震を原因とする火災は、
「THE すまいの保険」では補償されません。

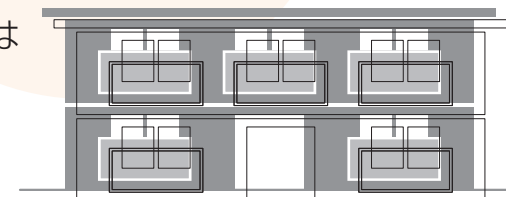
※詳しくは15～17ページをご参照ください。

『地震保険』もあわせて万一の備えを！

大地震での近所からの「もらい火」なども補償します！

地震等による損害については、
THE すまいの保険とあわせて
地震保険をご契約いただく必要があります。

THE すまいの保険では、地震・噴火または
これらによる津波を原因とする火災等の損害については
保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお
支払いする場合があります。)



過去に発生した保険金支払事例 [出典元：損保ジャパンにおける事例]
※地震保険の場合、損害の程度に応じて地震保険保険金額の一定割合をお支払いします。

『地震保険』

地震リスク

地震(建物)

地震を原因とする火災で建物が
全焼してしまった(全損)

お支払保険金 約**1,600万円**



地震リスク

地震(建物)

地震により地盤が沈下し、
建物が傾いてしまった(全損)

お支払保険金 約**4,500万円**

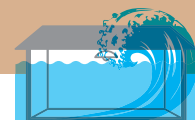


地震リスク

地震(家財)

地震による津波で、
家財がすべて流出した(全損)

お支払保険金 約**350万円**



地震リスク

地震(家財)

地震により電子レンジや食器類が
落下し、破損した(一部損)

お支払保険金 約**75万円**



建物・家財にかかわるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。

3タイプの『セキスイハイムオーナーズ 保険』

実際にかかった損害の額(修理費^{*1})を基準に保険金をお支払いします!

※保険金のお支払いの対象外となる場合があります。詳しくは11～12・24ページをご参照ください。

ご契約タイプは、お客さまのご希望にあわせてお選びいただけます。実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

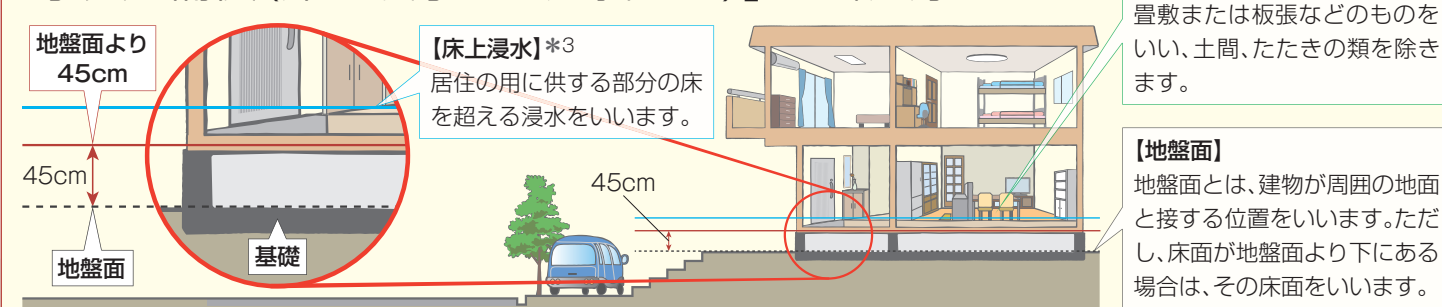
さい。1～8…自己負担額なし 9・10…自己負担額10,000円

		火災リスク		自然災害リスク		日常災害リスク					
		1 火災・破裂・爆発 消防活動による 水濡れ、破壊などを 含みます。	2 落雷	3 窓ガラスや 屋根の破損など 風災・雹災・雪災	4 台風や集中豪雨に よる川の氾らんなど 水災 ※詳しくは下図を ご参照ください。	5 給排水設備などの 事故による 水濡れ*4	6 盗難による 盗取・損傷など	7 外部からの物体の 飛来・落下・ 衝突など	8 騒擾・集団行動など に伴う 暴力行為	9 不測かつ 突発的な事故 (破損・汚損など)	10 建物電氣的・ 機械的事故
建物											
家財											
ワイドプラスタイプ	☐ 建物 ☐ 家財	※詳しくは11～12ページをご参照ください。 家財は補償しません									
ワイドタイプ	☐ 建物 ☐ 家財										
スタンダードタイプ	☐ 建物 ☐ 家財										

※詳しくは11～12ページをご参照ください。

家財は補償しません

『水災^{*2}補償(床上浸水^{*3}の定義など)』のご説明



※1 復旧費用だけでなく、復旧に付随して発生する費用もまとめて損害保険金としてお支払いします。事故が起きると復旧費用だけでなく、その他諸費用が発生します。THE すまいの保険では復旧に付随して発生する下記の費用を損害保険金としてまとめてお支払いします。

①損害範囲確定費用 ②仮修理費用 ③残存物取片づけ費用 ④原因調査費用 ⑤試運転費用 ⑥貸借費用 ⑦仮設物設置費用 ⑧残業勤務などの費用 ※お支払いする損害保険金の額は、保険金額の2倍が限度です。

※全焼等により建物を復旧できない場合などを除いて、自己負担額を差し引きます。

※2 水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の災害をいいます。損害の状況が次のいずれかに該当する場合に損害保険金をお支払いします。

①建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合

②保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水^{*3}を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合

※3 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

通貨等・預貯金証書等の盗難の場合は、以下の金額が限度となります。 ※家財が保険の対象に含まれる場合のみ補償します。

●通貨等：1事故1敷地内あたり20万円 ●預貯金証書：1事故1敷地内あたり200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

全タイプ標準セット 思わぬ出費もカバーされるので安心!

損害保険金以外にも、さまざまな費用をお支払いします。 ※お支払いする保険金の概要につきましては19ページをご参照ください。

費用リスク			
A 臨時費用保険金	B 地震火災費用保険金	C 凍結水道管修理費用保険金	D 損害防止費用
上記の1から10までの損害保険金が支払われる場合に、損害保険金にプラスしてお支払いします。	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象が一定の損害を受けた場合にお支払いします。	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。 ※パッキングのみに生じた損害などは対象外です。	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合にその費用をお支払いします。

※4 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。(ただし給排水設備自体に生じた損害を除きます。)

※補償内容の詳細につきましては、18～20ページをご覧ください。

建物付属機械設備のトラブルは身近に起こります！

「ワイドプラスタイプ」なら建物付属機械設備の電氣的・機械的事故の損害も補償します！

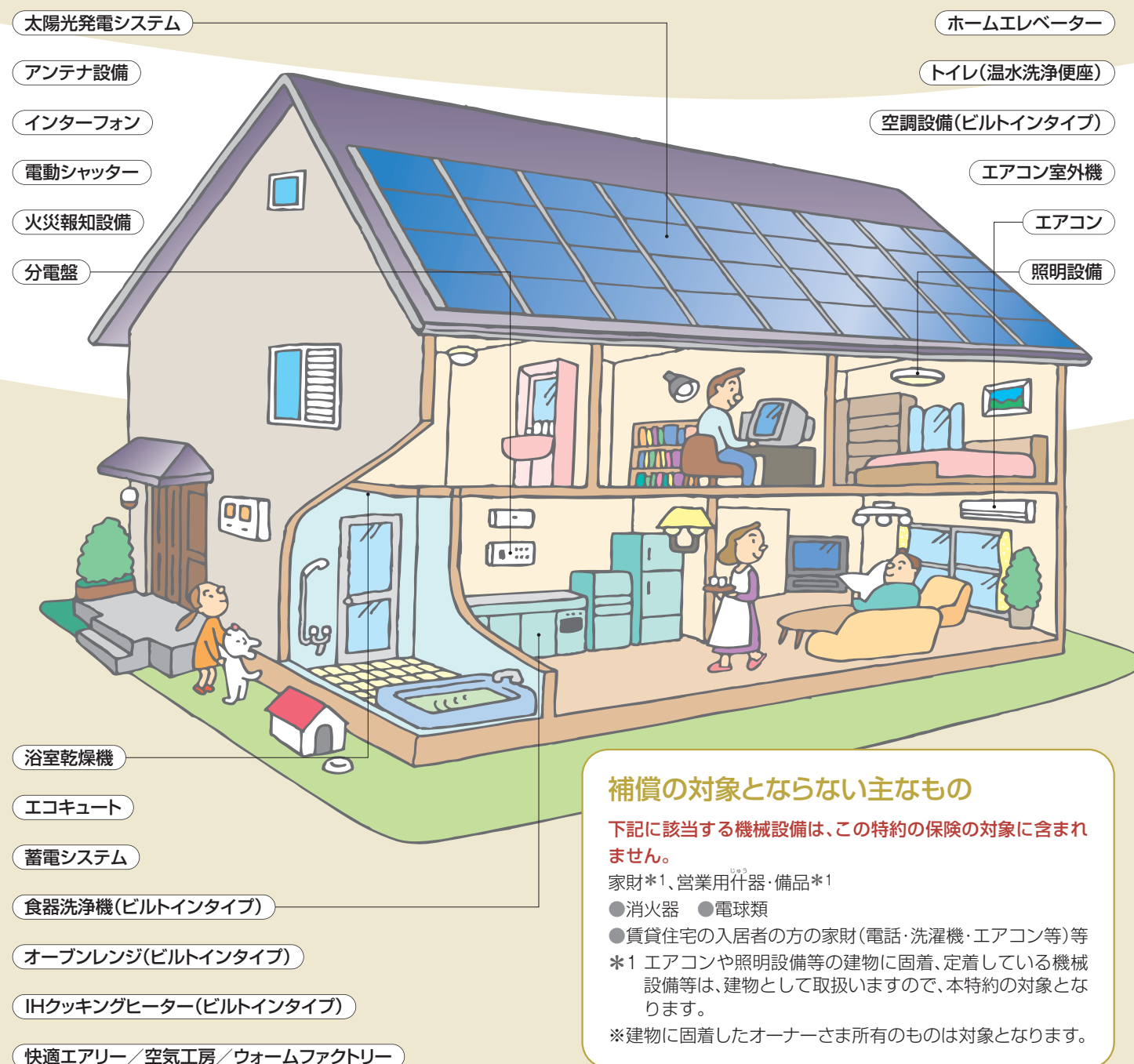
建物に付属した機械設備(空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火装置等)に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故による損害を補償します。

お支払いする保険金は **損害額(修理費) — 10,000円(自己負担額)** です。

※支払限度額(保険金額)を上限とします。

建物電氣的・機械的事故特約の対象範囲

建物に付属し、建物の機能を維持する以下のような住宅設備機器類等が対象となります。



補償の対象とならない主なもの

下記に該当する機械設備は、この特約の保険の対象に含まれません。

家財*1、営業用什器・備品*1

●消火器 ●電球類

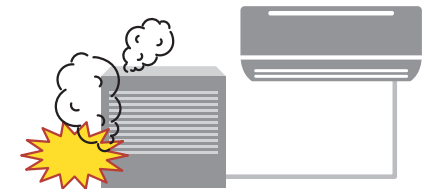
●賃貸住宅の入居者の方の家財(電話・洗濯機・エアコン等)等
*1 エアコンや照明設備等の建物に固着、定着している機械設備等は、建物として取扱いますので、本特約の対象となります。

※建物に固着したオーナーさま所有のものは対象となります。

建物に付属した機械設備には思いがけない事故が起こる場合があります！

エアコンが効かない

エアコンの室外機内の部品が損傷して、冷風が出なくなった。



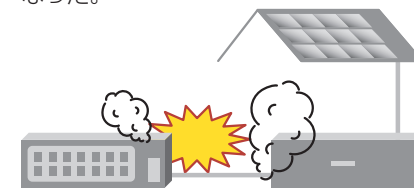
エコキュートのお湯が出ない

エコキュートの内部部品が損傷して、お湯が出なくなった。



太陽光発電が機能しない

屋根上のモジュールの電極故障によりパワーコンディショナーが機能しなくなった。



故障の原因は、自然の消耗または劣化ではない

保険金をお支払いできる場合があります。

保険金をお支払いする主な場合

左記「対象範囲」記載の建物付属機械設備等に電氣的・機械的事故による損害が生じた場合、損害保険金をお支払いします。「不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用や機械の稼働に伴って発生した事故」となります。機械の設備や内在する原因により、電氣的、機械的な作用で損害が発生した事故が「電氣的・機械的事故」となります。

電氣的事故

短絡、過電流、過電圧、空気中の電気的作用、その他の電氣的現象により溶解溶断、炭化、噴煙、変色、焦損等の損害が発生した事故。

機械的事故

さまざまな機械的作用に伴って損害が生じたもので、電気的作用以外による事故。

故障の原因は、自然の消耗または劣化である

申し訳ございません。
保険金をお支払いすることができません。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等による損害
- 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任*2を負うべき損害
- 不当な修理や改造によって生じた事故
- 消耗部品*3および付属部品の交換
- コンピュータープログラム、インプットデータ等コンピューターソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等 等

*2 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

*3 消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球等をいいます。

！本特約とメーカー保証は重複して支払われません

	保険満期			
設備A	メーカー保証	本特約にて補償		
設備B	メーカー保証	販売店の延長保証	本特約にて補償	
設備C	メーカー保証	本特約にて補償	交換	メーカー保証 本特約にて補償
設備D	追加*4	メーカー保証	本特約にて補償	

*4 設備を追加される際には保険金額の増額が必要な場合がありますので、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

さらに、オプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。 ※お支払いする保険金の概要につきましては20～21ページをご覧ください。

■ 賠償責任リスク

個人賠償責任特約

日常生活においてお客さまご自身またはご家族の方が、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。

- 保険金額: 1億円
- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。

※火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この補償と同種の賠償責任を補償する特約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他の契約の補償内容、ご契約金額を十分にご確認ください。



■ 類焼リスク

類焼損害特約

建物からの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の損害賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償します。

- 保険金額: 契約年度ごとに1億円限度
- 煙損害または臭気付着損害を除きます。
- 損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。

※この特約によってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被った近隣の家屋などの所有者となります。



■ 携行品リスク

携行品損害特約

保険の対象に家財が含まれる場合にセットできます。

被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合に補償します。

- 保険金額: 50万円、100万円のいずれかから選択できます。
- 自己負担額: 1万円
- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。

※火災保険の他、傷害保険などで、この補償と同種の特約を補償するご契約がある場合は、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。

※補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ 地震火災リスク

地震火災特約

(地震火災30プラン・地震火災50プラン)

地震等を原因とする火災により、建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合に、保険金をお支払いします。

- お支払いする保険金額
- 地震火災30プラン: 保険金額*1×25%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×30%をお支払いします。)
- 地震火災50プラン: 保険金額*1×45%(地震火災費用保険金と合算で、火災保険金額×50%をお支払いします。)

*1 保険金額が再調達価額を超えるときは、算式の保険金額は再調達価額とします。保険の対象が家財である場合において、家財の再調達価額には貴金属・稿本等は含みません。

- 地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。
- 地震保険料控除
お支払いいただいた特約の保険料が、一定額を限度としてその年の契約者の課税所得から控除されます。(2020年7月現在)
- 特約の中途セット、中途解約はできません。

※地震保険をセットしない場合でも、この特約をセットすることができます。ただし、地震による倒壊や津波による流失等の損害は補償されませんのでご注意ください。



賃貸住宅特有のオプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。 ※お支払いする保険金の概要につきましては21～23ページをご覧ください。

■ 経営リスク(家賃収入)

家賃収入特約

他人に貸している住宅(戸室)が火災などにより損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

- 保険金額: 家賃月額に約定復旧期間の月数を乗じた額
- 約定復旧期間: 6か月



事故対応等家主費用特約

家賃収入特約をセットした場合にセットできます。

賃貸住宅(借戸室)内での死亡事故に伴う家賃の損失や、その戸室を賃借可能な状態にするための費用、火葬や遺品整理等にかかる費用を補償します。

- 保険金額: 家賃収入補償…保険の対象である建物の家賃月額
死亡事故対応費用補償…100万円
※居住戸室数をご確認ください。

施設賠償責任特約

建物の欠陥や業務上の過失によって生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の賠償責任を負担した場合に施設賠償責任保険金をお支払いします。

- 保険金額: 1億円
- 損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

■ 入居者リスク(賠償責任)

個人賠償責任特約包括契約に関する特約

2戸室以上のアパート(共同住宅)にセットできます。

日常生活において、入居者およびそのご家族の方が、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 保険金額: 1億円
- 国内外の事故にかかわらず補償します。
- 国内の事故にかぎり、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。

借家人賠償責任総合包括契約に関する特約

2戸室以上のアパート(共同住宅)にセットできます。

借家人賠償責任: 入居者の方が、偶然な事故により、大家さんに対し法律上の損害賠償責任を負担した場合に借家人賠償保険金をお支払いします。

修理費用: 入居者の方が、偶然な事故により、賃貸借契約に基づく修理費用を負担した場合または居住のために緊急的に修理した場合に修理費用保険金をお支払いします。

- 保険金額: 借家人賠償保険金…2,000万円 修理費用…300万円
- 自己負担額: 借家人賠償保険金…なし 修理費用…3,000円
- 損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。
- 修理費用補償では専用水道管の凍結に伴う修理費用は1回の事故につき10万円が限度となります。
- この特約の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者または貸主にに対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害に対しては保険金をお支払いできません。

事業を営んでいる方のオプション(追加の補償)

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。 ※お支払いする保険金の概要につきましては23ページをご覧ください。

■ 什器・備品リスク

営業用什器・備品等損害特約

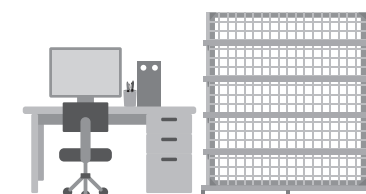
物件種別が併用住宅物件の場合にセットできます。

保険証券記載の建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

- 保険金額: 100万円、300万円、500万円、800万円、1,000万円のいずれかから選択できます。
- 自己負担額: 1万円

※補償の対象外となる什器・備品等がありますので、詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※盗難の場合の補償限度額は23ページの〈注1〉を参照してください。



『地震保険』もあわせて万一の備えを！

大地震での近所からの「もらい火」なども補償します！

■ 地震リスク

地震による火災で建物や家財が
焼失した



地震で建物や家財が
損壊した



地震による津波によって
建物や家財が流失した



地震保険の保険の対象

①**居住用の建物**…住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。ただし、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

②**家財**……………居住用の建物内に収容される家財をいいます。ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等は除きます。

●地震保険の保険の対象は、THE すまいの保険で保険の対象になっているものにかぎります。THE すまいの保険の保険の対象が上記建物および家財である場合、地震保険の保険の対象として建物または家財のいずれかのみを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。

●地震保険の保険の対象とならないもの（THE すまいの保険で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。）

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品
- 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- 設備・什器、商品・製品 など

地震保険のお申し込み

●地震保険は、単独ではご契約いただけません。THE すまいの保険とあわせてお申し込みください。また、地震保険は原則セットですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。

地震保険の保険金額の設定

●保険金額について

保険金額は次のように定めます。

$$\text{THE すまいの保険の保険金額} \times 30\% \sim 50\% *1 = \text{地震保険の保険金額 (建物: 5,000万円限度} *2 \text{ 家財: 1,000万円限度)}$$

*1 地震保険の保険金額は、THE すまいの保険の支払限度額（保険金額）の30%～50%の範囲内で設定します。ただし、建物は同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物について5,000万円*2、家財は同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財について1,000万円が限度となります。地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。

*2 2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯（戸室）数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要です。なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	等級1: 10% 等級2: 30% 等級3: 50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	1981年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

地震保険のお支払いについて

◆保険金をお支払いする主な場合

保険の対象に地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が起こったときに保険金をお支払いします。

◆お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「大半損」、「小半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）を保険金としてお支払いします（「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。）。

損害の程度	認定の基準*3				お支払いする保険金の額	
	建 物		家 財			
全 損	主要構造部*4の損害額が	建物の時価額の 50%以上	焼失または流失した床面積が	建物の延床面積の 70%以上	家財全体の時価額が	地震保険保険金額の 100% (時価*5額が限度)
大半損		建物の時価額の 40%以上50%未満	家財の損害額が	建物の延床面積の 50%以上70%未満		地震保険保険金額の 60% (時価*5額の60%が限度)
小半損		建物の時価額の 20%以上40%未満		建物の延床面積の 20%以上50%未満		地震保険保険金額の 30% (時価*5額の30%が限度)
一部損		建物の時価額の 3%以上20%未満		床上浸水		全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が、床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合

*3 建物・家財の損害程度の認定方法

鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁等の部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。枠組壁工法の場合は、主要構造部の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、これらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。家財の場合は個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・大半損・小半損・一部損の認定を行います。詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

*4 建物の構造により、損害認定に用いる主要構造部が異なります。主要構造部とは建築基準法施行令に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

*5 時価額とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

構 造	主な商品名	主要構造部
鉄骨造	パルフェ・ドマーニ・bj・パルフェbjスタイル・デシオ・スマートパワーステーションシリーズ・クレスカーサ・シェダン・ノースワード・ウィズハイム・レトア など	開口部（窓・出入口）、外壁
2×6造・2×4造（枠組壁工法）	グランツーユー・ミオーレ・スマートパワーステーション など	外壁、内壁、基礎、屋根

●お支払いする保険金は、1回の地震等における損害保険会社全社の支払保険金総額が1兆7,000億円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する1兆7,000億円の割合によって削減される場合があります。（2020年7月現在）

◆損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。（国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。）保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部（軸組・基礎・屋根・外壁等）の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

◆損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

◆損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

契約上重要となるご注意点

損害保険金について

保険の対象とする建物または家財に対し選択した契約タイプで補償する事故について、損害保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。

事故の区分	保険金をお支払いする主な場合
①火災、落雷、 破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって損害を受けた場合。
②風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹災または雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）によって損害を受けた場合。ただし、風、雨、雪、融雪水などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分（建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。）が風災などの事故によって破損することにともない、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかぎります。
③水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害を受け、その損害の状況が次の（1）または（2）のいずれかに該当する場合。 （1）評価額*1の30%以上の損害が生じたこと （2）保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水*2を被った結果、保険の対象に損害が生じたこと *1 保険の対象が建物の場合は協定再調達価額、家財の場合は再調達価額となります。 *2 居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。）より45cmを超える浸水をいいます。
④建物外部からの 物体の落下・ 飛来・衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合。
⑤漏水などによる 水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって損害を受けた場合。 ※その給排水設備自体に生じた損害を除きます。
⑥騒擾・集団行動等 に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害を受けた場合。
⑦盗難による 盗取・損傷・汚損	盗難によって盗取、損傷、汚損の損害を受けた場合。家財が保険の対象である場合において、家財を収容する建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等が盗難された場合。
⑧不測かつ 突発的な事故 （破損・汚損など）	不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合。ただし、上記①から⑦までの事故を除きます。

◆主契約THE すまいの保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約のTHE すまいの保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金（臨時費用保険金など）も支払われません。（地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。）

◆保険金をお支払いできない主な場合

すべての内容を記載しているものではないため、詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣・エレベーター・給排水設備のみに生じた損害*6
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後生じた損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害

*6 建物の主要構造部に損害がない場合には、お支払いの対象となりません。

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等（高額貴金属等）、屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

地震保険の保険期間と自動継続保険料払込方法

THE すまいの保険の保険期間	地震保険の保険期間	自動継続保険料払込方法
1年～5年	THE すまいの保険の保険期間と同じ	—
6年以上	1年または5年の自動継続 *7	口座振替

(例) THE すまいの保険の保険期間が8年（長期一括払）の場合

THE すまいの保険	8年
地震保険	1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 または 5年 3年

- 自動継続の場合は、自動継続日（保険始期応当日）当月に「地震保険継続証」が送付されます。
- 自動継続を停止する場合は、自動継続日（保険始期応当日）までに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

*7 特にお申出がないかぎり、満期まで自動的に継続されます。

地震保険料控除証明書

- ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料*8が一定額を限度として、その年の契約者の課税所得から控除*9されます。（2020年7月現在）
「地震保険料控除証明書」は、THE すまいの保険証券に添付されます。
- 翌年以降の「地震保険料控除証明書」は、損保ジャパンより10月中旬にハガキにて送付します。保険始期の属する月が12月の場合、異なる取扱いとなる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 紛失等により「地震保険料控除証明書」が再度必要となる場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

*8 地震保険の保険期間が1年を超える一括払契約については、払込みいただいた保険料全額を初年度の控除対象とするのではなく、一括払保険料を保険期間の年数で割った額をその年の控除対象保険料として表示しています。

*9 控除対象額は右記のとおりです。所得税：地震保険料の全額（最高50,000円） 個人住民税：地震保険料の1／2（最高25,000円）

THE すまいの保険の保険期間の途中で地震保険のご契約を希望される場合

THE すまいの保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、THE すまいの保険の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくことができますので、ご希望される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

お支払いする損害保険金の額

損害の額^{*3} － 自己負担額^{*4} ＝ 損害保険金 (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)

***3** 保険の対象が建物の場合は協定再調達価額を、家財の場合は再調達価額(貴金属等の場合は時価額)を基準とし、それぞれ事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用および、復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、貸借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用)をいいます。

***4** 保険の対象が建物で、全焼等により建物を復旧できない場合または建物の復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。

※保険の対象である家財の盗難の場合は、補償限度額や損害保険金異なるものがあります。詳しくは、6ページ「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご確認ください。

事故の区分	保険金をお支払いする主な場合と保険金の額
①臨時費用保険金	損害保険金が支払われる場合に、損害保険金の10%の額を損害保険金とは別にお支払いします。 (1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円または保険金額×10%*1のいずれか低い額が限度) *1 保険金額×10%は、損害保険金をお支払いする保険の対象ごとにそれぞれ算出します。
②地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上*2、または保険の対象である家財が全焼*3した場合に、保険金額の5%をお支払いします。 *2 建物の主要構造部の火災による損害の額から復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用)を除いた額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 *3 家財の火災による損害の額から復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用)を除いた額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には貴金属等は含みません。 ※地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。
③凍結水道管修理費用保険金	※保険の対象に建物が含まれる場合のみ 建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用(実費)をお支払いします。(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円限度) ※パッキングのみに生じた損壊やマンションなどの共用部分の専用水道管にかかわる修理費用を除きます。
④損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な以下の費用について、実費をお支払いします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
個人賠償責任特約 ※国内の事故にかぎり 損害賠償に関する 示談交渉サービス を行います。	被保険者*1が、日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●被保険者*1の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者*1の日常生活に起因する偶然な事故 *1 この特約における被保険者は次のとおりです。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者*2 ③記名被保険者またはその配偶者*2の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者*2の別居の未婚の子 ⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎりません。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎりません。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎりません。 *2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。	損害賠償金(1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。)、訴訟費用、弁護士費用など

費用の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
携行品損害特約	日本国内外において、被保険者*3の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合 *3 この特約における被保険者は次のとおりです。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者*4 ③記名被保険者またはその配偶者*4の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者*4の別居の未婚の子 *4 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一ではあるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。	損害の額－1万円（自己負担額） ※契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。 ※保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害の額の上限を5万円とします。
類焼損害特約	保険の対象である建物もしくはその収容家財または、保険の対象である家財もしくはそれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着損害を除きます。	近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害の額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。（契約年度ごとに1億円を限度とします。）
家賃収入特約	補償対象となる事故（18ページの損害保険金の①から⑧までのうち、補償を選択している事故）により、建物が損害を受けた結果、家賃収入に損失が生じた場合	復旧期間内（約定復旧期間（6か月）を限度）に生じた家賃の損失額。（1回の事故につき、保険証券記載の特約の保険金額を限度にお支払いします。）
事故対応等家主費用特約	【家賃収入保険金】 賃貸住宅（借用户室）内で死亡事故（自殺・犯罪死・孤独死*5）が発見され、死亡事故発生住宅（戸室）に空室期間*6・値引期間*7が、隣接戸室*5に空室期間*6が発生したことによる家賃の損失が生じた場合 ※死亡事故発見日からその日を含めて90日以内に死亡事故発生住宅（戸室）の賃貸借契約が終了した場合にかぎります。 *5 死亡事故により物的損害が発生した場合にかぎります。 *6 賃貸借契約終了の日からその日を含めて30日以上空室期間が発生した場合にかぎります。 *7 新たな入居者を募集する際にその入居希望者に対して死亡事故の事実を重要事項等の説明として書面等で告知した場合にかぎります。 【死亡事故対応費用保険金】 賃貸住宅（借用户室）内で死亡事故が発見され、被保険者が原状回復費用*8または事故対応費用*9を負担した場合 ※死亡事故発見日からその日を含めて180日以内に生じた費用にかぎります。 *8 死亡事故発生住宅（戸室）等を、賃借可能な状態に修復、改装、清掃、消毒または脱臭等するために要する費用 *9 死亡事故に対応するために被保険者が支出を余儀なくされた、遺品整理費用、見舞金・見舞品購入費用、火葬費用または葬祭費用	【家賃収入保険金】 ●空室期間が発生したことによる家賃の損失 家賃月額×賃貸借契約終了の日から12か月以内にある空室期間の月数 ●値引期間が発生したことによる家賃の損失 値引した家賃月額×賃貸借契約終了の日から12か月以内にある値引期間の月数 ※家賃収入特約から家賃収入保険金が支払われる場合は、家賃収入保険金の額を差し引きます。 【死亡事故対応費用保険金】 実費（1回の事故につき、100万円が限度） ※見舞金・見舞品購入費用は、1回の事故につき、10万円を限度とします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
個人賠償責任特約 包括契約に関する特約 ※国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。	被保険者*10のうち①から③の者が、日本国内外において発生した以下のいずれかに該当する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したり、日本国内で受託した財物を盗み取られたり、または電車等を運行不能にさせた結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●居住用户室*11の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 *10 この特約における被保険者は次のとおりです。 ①居住用户室*11に居住している者 ②居住用户室*11に居住している者の配偶者*12 ③居住用户室*11に居住している者またはその配偶者*12の別居の未婚の子 ④居住用户室*11の所有者で、居住用户室*11に居住していない者 ⑤居住用户室*11に居住している者が未成年者または責任無能力者の場合は、②から④までのいずれにも該当しない居住用户室*11に居住している者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって居住用户室*11に居住している者を監督する方（居住用户室*11に居住している者の親族にかぎります。）。ただし、居住用户室*11に居住している者に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者の場合は、②から④までのいずれにも該当しない者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、責任無能力者に関する事故にかぎります。 *11 保険証券記載の建物に所在する居住用の戸室*13をいい、その戸室と同一敷地内の動産および不動産を含みます。 *12 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一ではあるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。 *13 居住用の戸室とは、居住用の戸室の一部または全部を事務所に使用している場合を含みます。	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など（1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。）
施設賠償責任特約 ※損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。	日本国内において発生した以下のいずれかの場合 ●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設（昇降機を含みます。）に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など（1回の事故につき、1億円を限度にお支払いします。）

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
借家人賠償責任 総合包括契約に 関する特約 ※損害賠償に関する 示談交渉サービスは 行いません。	【借家人賠償保険金】 借用戶室が、被保険者*14の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により、損壊した場合において、被保険者が借用戶室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 *14 この特約における被保険者は次のとおりです。 ①借用戶室に居住している方(未成年者または責任無能力者の場合は、親権者、その他の法定の監督義務者および監督職務者に代わって借用戶室に居住している方を監督する方(親族にかぎり、以下の②に該当しない方)を含みます。ただし、借用戶室に居住している方に関する事故にかぎりません。) ②借用戶室の賃貸借契約上の借主で、借用戶室に居住していない方	①損害賠償金、②訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、①は保険証券記載の保険金額を限度に、②は全額*15をお支払いします。) *15 損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金の額に対する割合によって②の費用をお支払いする場合があります。
	【修理費用保険金】 偶然な事故により、借用戶室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的*16に、自己の費用で現実にこれを修理した場合(ただし、借家人賠償保険金を支払う場合および壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部等の修理費用を除きます。) *16 借用戶室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。	実費(1回の事故につき、修理費用の額から3,000円を差し引いた額を、300万円を限度にお支払いします。) ※上記に関わらず、借用戶室の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の修理費用について、損保ジャパンが1回の事故につき支払うべき保険金の額は、修理費用または10万円のいずれか低い額とします。
営業用什器・備品等 損害特約	保険証券記載の建物(物置、車庫、その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、保険証券記載の建物に収容されている間に生じた偶然な事故により損害が生じた場合	損害の額*17－1万円(自己負担額) 保険証券記載の保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、〈注1〉を参照してください。) *17 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧に付随して発生する費用を含みます。

〈注1〉

盗難の場合の補償限度額

- ①貴金属等の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。
②①にかかわらず、業務用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額のいずれか低い額を限度として、損害の額をお支払いします。
③②の損害は、商品・製品等損害特約のお支払い対象となりません。
※盗難によって生じた損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含まれます。ただし、盗取された保険の対象が貴金属等以外の場合は復旧に付随して発生する費用を除いた額は再調達価額を、貴金属等の場合は復旧に付随して発生する費用を除いた額は時価額を限度とします。

地震保険

事故の区分	保険金をお支払いする場合	お支払いする損害保険金の額
地震保険 ※地震保険をご契約の場合にかぎります。	地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、ご契約の建物もしくはその収容家財に損害が生じた場合にお支払いします。	損害の程度により16ページ記載の金額をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

ご契約前に必ずご確認ください。

THE すまいの保険

- 保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害
- 保険の対象である家財が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故による損害*1
*1 敷地内に所在する動産である宅配ボックス等および宅配物に生じた損害は補償することができます。
- 運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害*2
*2 地震保険をセットすることで、補償することができます。(15ページ「**【地震保険】**もあわせて万一の備えを!」をご参照ください。)
- 核燃料物質に起因する事故による損害
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ねずみ食い、虫食い等
- 雨漏りおよび風、雨、雪、雹、砂塵、融雪水その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入
ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分が損害保険金を支払う事故によって破損することにともない、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- 保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害

など



不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。

- 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気的作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害
- 土地の沈下、隆起、移動、振動等に起因する損害
- 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラスに生じた損害
- 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害
- 動物または植物について生じた損害
- 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害

など

地震保険

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害

など

「ご契約時」にご注意いただきたいこと

保険料決定の仕組み

THE すまいの保険の保険料は保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。THE すまいの保険では、建物のみ、家財のみ、建物と家財*1*2*3のいずれかからお選びいただけます。

- *1 自動車、自動三輪車、自動二輪車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)および航空機は家財に含まれません。(総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財に含まれます。)
- *2 6ページ「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご参照ください。
- *3 敷地内に所在する動産である宅配ボックス等および宅配物は保険の対象に含まれますが、配送業者等が契約上保証する場合は補償されません。

保険の対象となる建物または家財の被保険者(補償を受けられる方)について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、ご契約の際に申込書等に記載する必要があります。被保険者とは、保険の対象の所有者で、事故の際に保険金をお受け取りいただける方のことです。保険の対象が家財の場合は、申込書等に記載の建物に収容される被保険者のご親族および被保険者の配偶者のご親族の方の家財も保険の対象に含まれます。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書等に記載する必要があります。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

THE すまいの保険でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅*4、併用住宅*4*5です。**住居部分のない専用店舗はご契約いただけません。**

- *4 共同住宅を含みます。共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。
- *5 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

THE すまいの保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。構造級別の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。保険料は構造級別によって異なります。

M構造… 1. 下記の㊸～㊻のいずれかに該当する共同住宅
㊸コンクリート造建物 ㊹コンクリートブロック造建物 ㊺れんが造建物 ㊻石造建物
2. 耐火建築物*6の共同住宅

T構造… 1. 下記の㊼～㊿のいずれかに該当する建物
㊼コンクリート造建物 ㊽コンクリートブロック造建物 ㊾れんが造建物 ㊿石造建物 ㊿鉄骨造建物
2. 耐火建築物*6
3. 準耐火建築物*7
4. 省令準耐火建物

H構造… M構造およびT構造に該当しない建物

以下の1.または2.の条件に合致する場合は、ご注意ください。

1. 木造構造であっても以下の①から③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。(共同住宅で①耐火建築物*6の場合はM構造となります。) **該当する場合は、所定の確認が必要となります。**
①耐火建築物*6 ②準耐火建築物*7 ③省令準耐火建物
2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用する場合があります。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

- *6 「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。
- *7 「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または貴金属等の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

- **建物の保険金額**……………保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。保険金額の設定は原則評価額と同額で設定します。
- **家財の保険金額**……………保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。新価の目安については5～6ページの「家財の新価の目安」を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。
- **貴金属等の保険金額**…6ページ「家財を保険の対象とした場合のご注意」をご参照ください。

※1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。
※保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数のご契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。

「ご契約後」にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、以下の①から⑩までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ①建物の構造・用途の変更
- ②保険の対象の移転
- ③住居部分がなくなった
- ④建物の建築年月
- ⑤建物内の職作業・作業規模の変更
- ⑥面積の変更(施設賠償責任特約をセットする場合)
- ⑦居住戸室数の変更(個人賠償責任特約包括契約に関する特約、借家人賠償責任総合包括契約に関する特約、事故対応等家主費用特約をセットする場合)
- ⑧施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合)
- ⑨割増引の変更(地震保険の割引、公有物件等割引を適用された場合)
- ⑩増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少(建物を保険の対象とした新価・実損払のご契約のみ)
- ⑪保険の対象の譲渡
保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。
- ⑫ご契約者の住所・通知先変更
保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。
- ⑬上記以外の変更
上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

【ご通知をいただいた後のご契約の取扱い】

上記のご連絡をいただく場合において、以下の㊸または㊹のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。
ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。
㊸住居部分がなくなったとき ㊹日本国外に保険の対象が移転したとき

保険証券について

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約手続き後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

保険金額調整等に関する追加特約について

保険の対象が建物で保険期間が5年を超える新価・実損払(評価済)契約の場合、この特約に規定する物価変動率*1が0.80未満(20%を超える下落)となったときは、協定再調達価額または保険金額の調整につき、損保ジャパンからお客さまに連絡いたします。その際には、調整額に応じた保険料の返還を行います。

- *1 保険金額調整等に関する追加特約に規定する物価変動率につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイトをご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

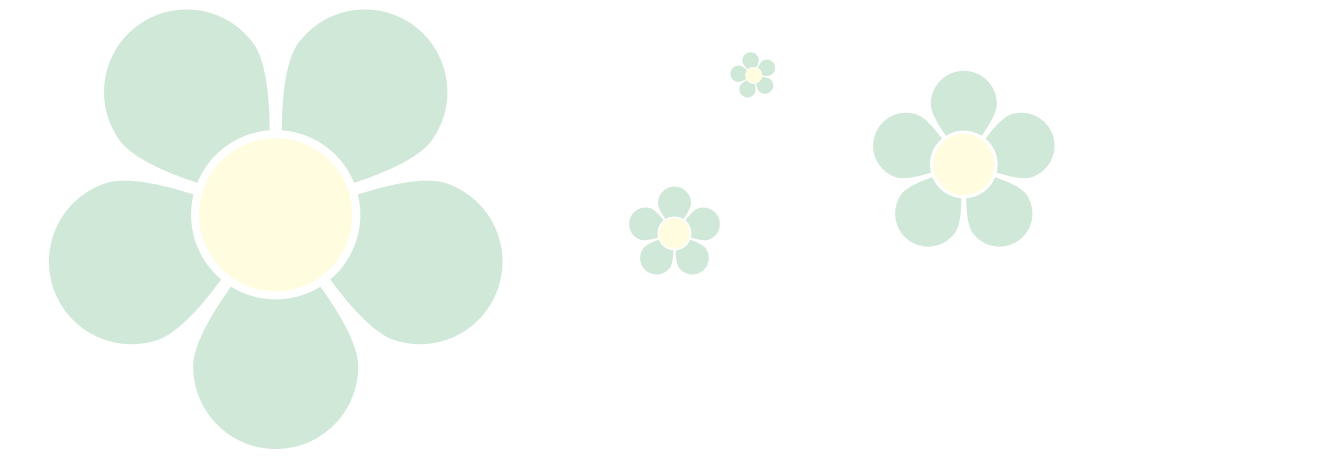
①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償(契約タイプ)を構成する事故の概要および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。
詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする事故の説明								
1	火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷または破裂・爆発をいいます。						
2	風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または雪災(豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。ただし、風、雨、雪、融雪水などの吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災などの事故によって破損することにとともに、その破損部分から内部に吹き込み、浸み込みまたは漏入することによって生じた損害にかざります。 ※雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。						
3	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の②または④のいずれかの場合をいいます。 ②評価額の30%以上の損害が生じること ④保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じること なお、床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。						
4	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突など	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。						
5	漏水などによる水濡れ	給排水設備に生じた事故(その給排水設備自体に生じた損害を除きます。)または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れをいいます。						
6	騒擾・集団行動などに伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為をいいます。						
7	盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷、汚損をいいます。家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。 <table><tr><td>事故の種類</td><td>通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難</td><td>預貯金証書の盗難</td></tr><tr><td>限度額</td><td>20万円</td><td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td></tr></table>	事故の種類	通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	預貯金証書の盗難	限度額	20万円	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
事故の種類	通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	預貯金証書の盗難						
限度額	20万円	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額						
8	不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、1から7までの事故を除きます。						

保険金をお支払いできない主な場合
●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ●保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象である家財が保険証券記載の建物外および屋外設備・装置外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する動産である宅配ボックス等および宅配物に生じた事故、野積みの家財を保険の対象としている場合を除きます。 ●運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた損害 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害*1 ●地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害または火元の発生原因を問わず、地震等によって延焼・拡大した火災損害*1 ●核燃料物質に起因する事故による損害 ●保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。*2 ●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害*2 ●ねずみ食い、虫食い等*2 ●保険の対象の製造者、販売者または荷送人等が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく責任を含みます。)を負うべき損害 ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
*1 地震保険を付帯することで、補償することができます。▶後記(4)「地震保険の取扱い」をご参照ください。 *2 これらに起因する不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)についても、保険金をお支払いすることができません。
※不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いすることができません。 ●保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない、保険の対象の電気の作用に伴って発生した電氣的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故に起因する損害 ●移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害

 **保険金をお支払いできない主な場合**



②お支払いする損害保険金の額

契約概要

注意喚起情報

契約タイプの補償により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金*1をお支払いします。

評価・支払基準	保険の対象	お支払いする損害保険金の額*1
新価・実損払 (評価済)	建 物	損害の額*2　－　自己負担額*3*4 (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)
新価・実損払 (罹災時再評価)	家財一式*5 (貴金属等*6を含む)	損害の額*2　－　自己負担額*4 (保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)を限度)

*1 損害保険金以外に事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、事故の区分、保険の対象またはセットされる特約によってはお支払いする損害保険金の額や支払限度額が異なる場合があります。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

*2 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧に付随して発生する費用(残存物取片づけ費用、原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、賃借費用、仮設物設置費用、残業勤務などの費用)を含みます。

*3 建物を復旧できない場合または復旧費用が協定再調達価額に達した場合は、自己負担額を差し引きません。

*4 自己負担額は次のとおりです。

保険の対象	自己負担額
建物・家財一式	「なし」です。ただし、自己負担額「なし」であっても、不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)の自己負担額は「1万円」となります。

*5 次のものは、以下を限度に補償します。

盗難の対象	自己負担額
① 貴金属等	1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または貴金属等の保険金額のいずれか低い額
② 通貨等、印紙、切手、乗車券等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円
③ 預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

*6 損害の額は時価額を基準とします。



お支払いする保険金および費用保険金

③主な特約の概要

契約概要

セット可能な主な特約およびその保険金をお支払いする場合の概要を記載しています。

詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

個人賠償責任特約	日本国内外を問わず、被保険者が、日常生活において、他人にケガを負わせたとき、他人の物を壊したとき、日本国内で受託した財物を盗まれたとき、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたときなど、偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。(国内の事故にかぎり損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。)
携行品損害特約	日本国内外を問わず、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
類焼損害特約	保険の対象の建物もしくはその収容家財または保険の対象の家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が受けた損害を補償します。

④特約等の補償重複について

注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。*7

*7 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償が重複する可能性のある主な特約	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
	個人用火災総合保険の個人賠償責任特約	自動車保険の個人賠償責任特約
	個人用火災総合保険(建物のご契約)の類焼損害特約	個人用火災総合保険(家財のご契約)の類焼損害特約
	個人用火災総合保険の携行品損害特約	傷害総合保険の携行品損害補償特約

⑤保険の対象

契約概要

保険の対象は、日本国内にある専用住宅と併用住宅(住居および事業に併用される物件をいいます。)の次の(ア)・(イ)のうち、お客さまが契約されたものです。

(ア)建物　(イ)家財一式*8*9*10

*8 物置、車庫その他の付属建物に収容される家財および宅配ボックス等または宅配物は、特別の約定がないかぎり、家財一式に含まれます。

*9 次に掲げるものは、家財一式には含まれません。

- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、総排気量が125cc以下の原動機付自転車は家財一式に含まれます。)
- 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)
- および航空機
- 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物(家財一式を保険の対象とし、盗難による盗取・損傷・汚損に対する補償を選択している場合で、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等に盗難による損害が生じた場合にかぎり、それらを保険の対象として取扱います。)
- 商品・製品等
- 業務用の什器・備品等
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム等

*10 貴金属等の保険金額が合計で1,000万円を超える場合、貴金属等の詳細を保険契約申込書等に明記したときはその明記した貴金属等のみ保険の対象に含まれます。

⑥保険金額の設定

契約概要

保険金額は選択した評価・支払基準によって次のとおりお決めください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書等の保険金額欄でご確認ください。なお、建物のみのご契約の場合、建物に収容される家財の損害については保険金をお支払いできません。家財について補償をご希望される場合は、別途、保険金額を決めてご契約ください。

評価・支払基準	保険の対象	保険金額の設定
新価・実損払(評価済)	建物	原則新価の100%で、保険金額を設定します。
新価・実損払(罹災時再評価)	家財一式	新価の範囲内で、保険金額を設定することができます。*11

*11 保険の対象に家財一式を含める場合、家財一式の保険金額のほか、貴金属等を合計100万円まで補償します。

なお、貴金属等の保険金額はご希望により300万円・500万円・800万円・1,000万円のいずれかからご選択いただくこともできます(1,000万円を超える保険金額をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。)

*複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

*保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。また、複数の契約に分けて加入する場合は、すべての保険契約等の合計保険金額が保険の対象の価額を超えないようご注意ください。



評価基準・保険金支払基準とお支払いする保険金の額

⑦保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保 険 期 間：1年から10年 補償の開始：保険期間の初日の午後4時(保険契約申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻) 補償の終了：保険期間末日の午後4時
--

*補償の開始・終了時期は、地震保険(後記(4))も同様です。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・建築年月等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては保険契約申込書等でご確認ください。

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

ご契約時の保険料は、口座振替でのお支払いとなります。ただし、「セキスイハイムオーナーズ保険」では、セキスイハイム各社にて管理しておりますお客さまの諸費用預かり金がある場合は、保険料相当額を充当します。
※口座振替での払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料は保険証券記載の保険料払込期日までにお支払いください。払込猶予期間（保険料のお支払いがなかったことが故意による場合等を除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の25日までの期間）中に所定の保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合、払込期日の翌日以降に発生した事故（初回保険料の場合は保険期間の初日以降に発生した事故）に対しては保険金をお支払いできません。また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただきます。

(4) 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み

契約概要

注意喚起情報

地震保険は、個人用火災総合保険（以下（4）において「主契約」といいます。）とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約いただくことはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書等の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。

② 補償内容

契約概要

注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全 損	主要構造部*1の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額（時価額が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部*1の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%（時価額の60%が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部*1の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%（時価額の30%が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部*1の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%（時価額の5%が限度）
	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき		

*1 軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。

※1回の地震等*2による損害保険会社全社の支払保険金総額が11.7兆円*3を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

*2 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

*3 2020年4月現在

お支払いする
保険金

=

算出された
保険金の額

×

$\frac{11.7兆円*3}{算出された保険金総額}$



損害の認定基準について

③ 保険金をお支払いできない主な場合等

契約概要

注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 など

④ 保険期間

契約概要

- 主契約の保険期間が1年から5年の場合：主契約の保険期間とあわせてご契約いただきます。
- 主契約の保険期間が6年以上の場合：口座振替による保険期間1年または5年*4の自動継続となります。
*4 ただし、継続日から住まいの保険の満期日までの期間が5年未満の場合、当該期間内の整数年を保険期間とします。
※地震保険が自動的に継続する方式の場合、料率改定などを行ったときは自動継続時に保険料を変更します。
- 主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。

⑤ 引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等）

契約概要

- 地震保険の対象は「居住用建物」または「居住用建物に収容されている家財一式」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。

なお、次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 商品、営業用什器・備品等その他これらに類する物

- 地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%～50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。（アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。）地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して限度額を適用します。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに、建物の所在地・構造により異なります。所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申込書等の保険料欄でご確認ください。
- 地震保険の保険料の払込猶予期間等の取扱いは、前記（3）③と同様です。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象（建物または家財）について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません（同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。）のご注意ください。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。



2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 注意喚起情報 (保険契約申込書等の記載上の注意事項)

- 保険契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出いただく義務(告知義務)があります。告知事項とは「危険に関する重要な事項」のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、損保ジャパンが告知を求めた事項です。告知事項につきましては、保険契約申込書等において★印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。
- なお、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

告知事項	保険の対象の所在地、建物の構造・用途、住居部分の有無、面積、用法、建築年月、建物内の職業業、作業規模、居住用戸室数、施設または設備・業務遂行名称、割増引、他の保険契約等 ※ご契約の内容により告知事項は異なります。
------	---

(2) クーリングオフ(クーリングオフ説明書) 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

お申し出できる期間	クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。 ●ご契約を申し込まれた日 ●本書面を受領された日
お手続き方法	クーリングオフのお申し出をされる場合は、前記期間内(8日以内の消印有効)に損保ジャパンの本社に必ず郵便でご通知ください。

お申し出を受付できない場合	●取扱代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。 ●すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
---------------	---

宛先およびご通知いただく事項	宛 先	〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク(本社)行
	ご通知いただく事項	●ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言 ●ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・捺印および電話番号 ●ご契約を申し込まれた年月日 ●ご契約を申し込まれた保険の次の事項 保険種類、証券番号(申込書控の右上に記載してあります。)または領収証番号(証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。) ●取扱代理店名

お支払いになった保険料の取扱い	クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、保険期間の初日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の初日(初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがございます。
-----------------	---

クーリングオフができないご契約	●保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約をセットしたご契約を含みます。) ●営業または事業のためのご契約 ●法人または社団・財団等が締結したご契約 ●質権が設定されたご契約 ●保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 ●通販特約により申し込まれたご契約
-----------------	--

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

- ご契約後に次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

通知事項	●建物の構造または用途を変更した場合 ●保険の対象を他の場所に移転した場合 ●前記2(1)の告知事項に掲げる項目(他の保険契約等は除きます。)に変更があった場合
------	--

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。なお、この場合において損保ジャパンの取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

●住居部分がなくなったとき ●日本国外に保険の対象が移転したとき
--

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。

●保険の対象を譲渡する場合*1 ●保険の対象である建物の価値が増加または減少した場合*2 ●保険契約者の住所や通知先を変更した場合*3 *1 ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失います。 *2 新価・実損払(評価済)のご契約の場合次のいずれかによるものをいいます。 ●建物の増築・改築または取りこわし ●この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失 *3 ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

- 上記以外の変更を希望される場合であっても、その内容によっては、ご契約を継続することができない場合があります。

 **ご契約後の契約内容の変更などの通知(通知義務等)**

(2) 安心更新サポート特約について 契約概要

所定の条件を充足する保険期間が10年間のご契約には、安心更新サポート特約をセットすることができます。この特約には自動更新の機能がありますので、通知締切日までにお申し出がない場合は、満期日と同一の内容*4で自動的にご契約を更新することがあります。ご契約の更新を希望しない場合は、通知締切日までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、上記に関わらず、損保ジャパンからのご連絡により、この特約を適用しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

*4 更新後のご契約では、補償内容、保険料、保険料の払込方法、保険期間等が変更となる場合がありますので、詳しくは特約やご契約のしおりをご確認ください。

 **ご契約後にご注意いただきたいこと**

(3) 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

- ご契約を解約する場合、取扱代理店または損保ジャパンまで速やかにご通知ください。普通保険約款・特約の規定にしたがい、保険料を返還するか、または未払込分をご請求することがあります。
- 返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご了承ください。
- 長期一括払契約を解約される場合の返還保険料の計算方法については、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

 **保険金をお支払いした後のご契約**

(4) 重大事由による解除

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

 **ご契約後にご注意いただきたいこと**

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆おかけ間違いにご注意ください。

その他ご留意いただきたいこと

📖 特にご注意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(3) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社を取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

(4) 事故が起こった場合

- 保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細はご契約のしおりに記載の書類等をご確認ください。

📖 事故が起こった場合 事故が起こった時の手続き

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【窓口:カスタマーセンター】0120-888-089

〈受付時間〉平日:午前9時～午後8時 土・日・祝日:午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

【連絡先】<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

損保ジャパン お問い合わせ 検索

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 0570-022808 〈通話料有料〉

〈受付時間〉平日:午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/>

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】0120-727-110

〈受付時間〉24時間365日

【インターネットでのご連絡】

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acomment/>

損保ジャパン 火災事故 検索

個人用火災総合保険・地震保険 割増引一覧表

以下の事項をみたます場合は、割増引を適用しますので、ご確認ください。なお、複数の割増引に該当した場合は、重複して適用しない場合がありますので、ご注意ください。詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンにご相談ください。

（１）建築年割引（地震保険の割引）

「建物登記簿謄本」・「建築確認書」等の公的機関等が発行する書類で新築年月をご確認いただくことで判定できます。

適用条件 1981年6月1日以降に新築された建物である場合

所定の確認資料*1(写)の提出が必要となります。1981年6月1日以降に新築された建物であることが確認できる以下の書類をご提出いただける場合に適用することができます。

- 公的機関等*2が発行*3する「建物登記簿謄本」、「建物登記済権利証」、「建築確認書（確認済証・確認通知書）」、「検査済証」など
- 宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」、「不動産売買契約書」*4、「賃貸住宅契約書」*4
- 登記の申請にあたり登記所に提出する「工事完了引渡証明書」*4など

（２）耐震等級割引・免震建築物割引（地震保険の割引）

「建設住宅性能評価書」等で耐震等級を有する建物または免震建築物であることをご確認ください。ことで判定できます。

適用条件 耐震等級を有する建物または免震建築物である場合

所定の確認資料*1(写)の提出が必要となります。住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」といいます。）に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）を有する建物であること、国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に基づく耐震等級を有する建物であること、または、品確法に基づく免震建築物であることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。

- 品確法に基づく「建設住宅性能評価書」または「設計住宅性能評価書」*5
- 評価指針に基づく「耐震性能評価書」（耐震等級割引の場合にかぎりませう。）
- 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」*6または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」*6
- 長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」*7
- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」*6
- ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類*8および②「設計内容説明書」など耐震等級または免震建築物であることが確認できる書類*7
- 上記以外の書類で品確法に基づく登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」といいます。）*9により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級、または対象建物が免震建築物であることを証明した書類*6

（３）耐震診断割引（地震保険の割引）

耐震診断もしくは耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書または地方公共団体・建築士等が証明した書類をご確認いただくことで判定できます。

適用条件 耐震基準をみたます場合

所定の確認資料*1(写)の提出が必要となります。建物が建築基準法に定める現行耐震基準に適合していることが確認できる以下のいずれかの書類をご提出いただける場合に適用することができます。

- 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書（「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」、「固定資産税減額証明書」など）
- 地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などが発行する「2006年国土交通省告示第185号（または「2013年国土交通省告示第1061号*4）に適合している」旨の文言が記載された「耐震診断結果報告書」など

（４）公有物件等割引（個人用火災総合保険の割引）

公有物件等割引とは、● 公有物件割引 ● 準公有物件割引 ● 社会福祉施設物件割引をいいます。損保ジャパン所定の公有物件等の条件をみたましているかをご確認いただくことで判定できます。

適用条件 国、地方公共団体、社会福祉施設等がご契約者で、かつ所有する物件の場合

所定の確認が必要となります。以下のいずれかをみたます場合に適用することができます。

- 国または地方公共団体が所有し、かつご契約者である物件であること
- 国または地方公共団体が出資して設立した損保ジャパン所定の条件をみたます団体が所有し、かつご契約者である物件であること
- 社会福祉法に定める事業を営む損保ジャパン所定の条件をみたます社会福祉施設専用の物件であること

（５）職業割増・作業割増（個人用火災総合保険の割増）

併用住宅物件のうち、所定の用途に使用されている建物に対しては、職業割増を適用します。また、製造または加工等の所定の作業を行っている建物に対しては、作業割増を適用します。

適用条件 住宅以外の用途にも使用されている建物の場合

損保ジャパンが定める所定の用途、作業場として使用されている建物に適用します。

（６）平均用法割増（個人用火災総合保険の割増）

複数の用途に使用されている建物のうち、損保ジャパンが定める条件に合致する場合、適用します。

適用条件 コンクリート造建物等で、複数の用途に使用されている建物の場合

一般物件の1級構造に該当する複合用途建物で、損保ジャパンの定める条件に合致した場合に適用します。

（７）長期分割割引（個人用火災総合保険の割引）

保険期間を1年として毎年更新するのではなく、保険期間が長期のご契約で保険料を年払または月払にされた場合、保険料に割引が適用されます。

適用条件

- ご契約方法が以下の条件に合致する場合、割引が適用されます。
- 保険期間が2年～5年であること
- 保険料のお支払方法が年払・月払であること

（８）建物・家財セット割引（個人用火災総合保険の割引）

建物と家財一式を1つの契約でご契約いただき、所定の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。

適用条件

- 建物と家財一式を1つの契約でご契約いただき、以下の条件に合致する場合、家財の保険料に割引が適用されます。
- 保険期間が10年間であること
- 評価基準・支払基準が「新価・実損払」であること
- 「安心更新サポート特約」をセットしていること

（９）築年数別割引（個人用火災総合保険の割引）

建物の築年数に応じ、建物の保険料に割引が適用されます。

適用条件

- 保険期間の初日が、保険の対象である建物の新築年月から14年11か月後の月末までにある契約に適用します。（建物のみ割引適用）

*1 対象建物について、すでにいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類（さらに耐震等級割引の場合は耐震等級）が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証、異動承認書、満期案内書類*4、契約内容確認のお知らせ*4またはこれらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類※を確認資料とすることができます。

※「証券番号（契約を特定するための番号）」、「保険契約者」、「保険期間の初日・末日」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社」の記載のあるものをいい、電子データにより提供されるものを含みます。

*2 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

*3 建築確認申請書など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

*4 地震保険期間の初日が2019年1月1日以降の場合に限ります。

*5 登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類を含みます。

*6 以下に該当する場合には、耐震等級割引（2級）が適用されます。

- 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合ただし、「設計内容説明書」などの登録住宅性能評価機関*9（「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者）に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

*7 以下に該当する場合には、耐震等級割引（工事種別に応じて新築は2級、増築・改築は1級）が適用されます。

- 「技術的審査適合証」において、耐震等級または免震建築物であることが確認できない場合
- 「認定通知書」など左記（2）①の書類のみご提出いただいた場合

*8 「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。）（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。

*9 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認めることを行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

THE すまいの保険に個人でご契約のお客さまとご家族みなさまのためのサービスです。
すべてのご契約でご利用いただけます。

0120-620-119

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意！
以下のサービスをご利用いただけます。



WEBからの受付はこちら

※ご利用時には、お客さまのお名前と
証券番号をお知らせください。

水まわりのトラブル応急サービス

居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、
水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。

【受付時間：24時間365日受付】

かぎのトラブル応急サービス

居住建物内(専有・占有部分*¹)の玄関かぎ紛失時など、
一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料で行います。

*¹ 専有・占有部分には賃貸住宅の各戸室の玄関ドアを含みます。

【受付時間：24時間365日受付】

防犯機能アップ応援サービス

すまいの防犯機能アップに役立つ、
ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。

【受付時間：24時間365日受付】

住宅相談サービス(原則予約制)

すまいの維持管理やリフォームなど、
すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。

【受付時間：平日午前10時～午後5時】

※土・日・祝日、12月31日～1月3日を除きます。

法律相談サービス(原則予約制)

さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。

【受付時間：平日午前10時～午後5時】

※土・日・祝日、12月31日～1月3日を除きます。

※弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。

税務相談サービス(原則予約制)

さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。

【受付時間：平日午前10時～午後5時】

※土・日・祝日、12月31日～1月3日を除きます。

※税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。



健康・医療相談サービス

次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。

- カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談
- 医師による医療相談
- 臨床心理士によるメンタルヘルスの相談*²
- 医療機関情報などの提供

【受付時間：24時間365日受付】

*² メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。

平日は午前9時30分～午後7時、土曜日は午前10時～午後8時(日・祝日、12月29日～1月4日は除きます。)

介護関連相談サービス

介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。

【受付時間：24時間365日受付】

※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

※サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスをご提供できない場合があります。

※相談サービスは30分程度の一般的なご相談にお応えします。

サービスご利用にあたっての注意事項

- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、本修理や部品交換に関する部品代・作業代など応急処置を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎりず。
- サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- 「かぎのトラブル応急サービス」において、お客さまご自身の立会いおよび身分証明*³ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
- *³ 顔写真付きで物件住所の確認ができる身分証明書などをご提示いただきます。
- 住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の開錠は、サービスの対象外となります。
- 上記サービスは、2020年7月時点のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、ご契約のしおりや、証券・取扱説明書・約款を一体化した冊子に記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。
- お客さまご自身で業者を手配された場合は、サービスの対象外となります。